

# 令和4年 第7回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和4年7月28日（木）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室
3. 出席委員 9名  
会 長 7番 坂 本 成 一  
副 会 長 4番 高 田 英  
  
委 員 1番 縣 次 男  
2番 二 宮 寿 徳  
3番 秋 吉 一 郎  
6番 大 野 重 利  
8番 江 藤 国 子  
10番 麻 生 秀 昭  
11番 橋 本 早 人
4. 欠席委員 5番 大 津 雄 司
5. 議事参与が制限された委員数 1名

## 6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
  - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知について
  - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
  - ③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
  - ④ 非農地証明の発行について
  - ⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
  - ⑥ 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）
  - ⑦ 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
  - ⑧ 農業振興地域整備計画の変更について
  - ⑨ その他
- (4) その他

## 7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 竹下美佳、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

## 8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、10名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和4年 第7回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員  
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号6番 大野 重利委員にお願いしたいと思います。宜しく申し上げます。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員  
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしく申し上げます。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」  
(議案第1号～8号 8件)

議 長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、8件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議 長

議案1号から8号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思えます。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第9号～13号 5件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説

明。

議 長

それでは、議案9号ですが、議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

はい、それでは説明致します。

渡人は現在体が悪く入院中です。申請地ですが、210号線沿いの尾崎医院をご存知だと思いますが、尾崎医院と久大線の間を受人の家があり、湯布院方面に行くときに右側に荒れた土地があります。渡人が病気で管理ができかねるため同級生で知人でもある受人へ相談して、受人が購入、管理することになったものです。受人は農業経験がほとんどありませんが、次の議案10号も重なるんですけど、現在畑を借りて受人の同居のお父さんが主になって野菜やミカンを作っております。結構楽しいぞ、と言って耕作をしている状況です。

管理の面でも近隣の家迷惑にならないように、なにより自分の家が困らないように荒れてしまわないようにしっかり管理をすると申しております。私のほうからも念押ししています。受人とお父さんと耕作・管理をしていくとのこと。

議 長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案10号ですが、議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

それでは先ほどに引き続いて説明いたします。

申請地となる畑は庄内の温泉がありますね。そのこの信号をそのまま線路を突き抜けていくと数軒民家があります。その辺りです。実際は受人のお父さんが長いこと借りて野菜やミカンを作らせてもらっていたそうです。で、もう畑を買ってくれ、という話になったそうです。引き続いて受人のお父さんが主となって頑張っていくとっております。審議のほどよろしくお願いします。

議 長

それでは、この案件につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

議案11号・12号は7番 坂本が説明したいと思います。

議案11号の対象地、小野屋からあがったところお宮の上側にある土地ですが、渡

人が先月購入したものです。渡人は土木建築業を営んでおりまして、事務所のすぐ隣に12号の案件の農地があります。この土地と議案11号の案件の土地を交換するものです。はやくから双方で交換について話し合っていたとのこと。お互いが同意し合っていますので問題はないかと思えます。

それでは、議案11号・12号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、議案11号・12号について承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

議案13号について、議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

#### 10番 麻生 秀昭 委員

では説明いたします。

申請地は西庄内小学校をご存知だと思いますが、そこの東側に山のほうに向かって道が伸びています。それをずっと上がっていくとちょうど突き当たって左に行くと雲取のほうになります。で、ここが「大字中(おおあぎ なか)」になりますんでちょうど雲取の方向に行きだして急な上りがあるんですがその登り始めた辺りになります。

元々ここは太陽光発電をするとかで買ってあったんですが、許可がもらえなかったという話を聞いております。で、ここにブルーベリーを植え付けてがんばっていたんですが、土地も広いし大変だったようです。で、売りに出したとのこと。

しばらく荒れた状態だったのですが、買受人が決まって周囲を掃除したりしていくらか改善されてきています。受人は会社員をされていましたが、退職して農業で生活してみたいということで庄内の土地を求めて来られました。家庭菜園程度の経験しかないので、長野で7反ほど米を作っている知人から手ほどきを受けて一緒にやっていくということで申請がありました。

もとは荒れていた農地を開拓しに市外からやってきてくれたということで、周囲の農家の方々も協力的です。

審議のほどよろしくをお願いします。

#### 議 長

それでは、この案件につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

#### 4番 高田 英 委員

地目「田」が多いんですが田んぼとしてまたやるんですか？

#### 10番 麻生 秀昭 委員

正直言って水があまりのらない地形のようです。畑でやってもらうのがベターかなと。本人たちも野菜で頑張っていきたいということで今回申請させていただきました。

#### 4番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

ほか、なにか質問はありませんか？

(ありません。)

なければ、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第14号～15号 2件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案14号について、議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは、説明を致します。

挾間町来鉢になります。県道が来鉢から赤野のほうにむけて出来ておるんですが途中で終わっております。その終わりのところにあたります。資料では3P～4Pをご覧ください。売買の案件で受人は土木建築業です。いずれ県道が赤野まで伸びてしまえばつぶれてしまう農地になるんで先行投資的な意味合いかと思われませんが、資材置き場にされるとのことです。

審議の方、宜しくお願いします。

議 長

それでは、この案件につきまして、ご質問がある方お願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

議案15号について、7番 坂本がご説明いたします。

渡人の土地、地図を見ると分かるのですが、一つの土地を多分建売用に3筆に分けたものと思われます。先々月くらいに979番1はもう家が建っています。その隣、979番2を受人が家を建てたいとのことで購入することになっております。

それでは、この案件につきまして、ご質問がある方お願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

#### ■日程 第4 「非農地証明の発行について」

(議案第16号 1件)

議 長

続きまして、日程第4 非農地証明の発行について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

はい、今説明が終わりましたが、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

所有者が「庄内町」になっているんですが、過去、計画があって55年経過したのでしょうか？申請地の状況欄に「市営住宅用地として利用されており」とありますが、資料を見る限り市営住宅用地の形跡がぜんぜんないんですが表現がおかしくないですか。

事 務 局

ここについては旧庄内町時代に市営住宅を建設してずっと利用してきたんですが、老朽化に伴い昨年度か前々年度くらいに取り壊しになりました。

今回、市の財産の売払い案件の中にこれが入ってまして、その中で地目が田になったままだったので、そのまま売払うわけにはいかず非農地証明を出してくれということにつながっております。

本来、市営住宅を建てた時点で宅地に変更するのが道理なんですが、旧庄内町時代の、市の土地でそういうのが結構あるので、後始末というかたちで地目変更のために非農地証明を発行することになっています。で、現在の状況としてはすでに取り壊されているため更地の状態となっておりますが過去、住宅があったのは事実でありますので、今回処理していただきたい次第です。

4番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

ほかに質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、議案16号の案件 採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

## ■日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第17号 1件)

議 長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案17号について質問を受けたいと思います。  
質問はありませんか。

(8番 江藤 国子委員より挙手有り。)

江藤委員さんどうぞ。

8番 江藤 国子 委員

貸賃欄に年間3万円と年間1万円とふたつ書いてありますが、これはどういうことですか？

事 務 局

すいません、説明します。253番のほうは年間3万円、643番のほうは年間1万円での契約をむすんでいらっしゃいます。

議 長

ほかに質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

## ■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」

(議案第18号 1件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分) 1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)、議案朗読説明。

議長

それでは、議案18号の案件、ご質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案18号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

### ■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」

(議案第19号 1件)

議長

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)、議案朗読説明。

議長

それでは、議案19号の案件、ご質問があればお願い致します。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

農地利用集積計画はいままでは賃借権がほとんどだったように思いますが、基盤強化法で売買は可能なのか？また、所有権が大分県農業農村振興公社に移転するようですが、その後はどうなるのでしょうか？

事務局

これは公社が仲介した売買の案件です。土地所有者からいったん公社へ所有権移転をして、その後、本来の受人のほうへ売買する前段の部分です。

4番 高田 英 委員

昔でいう「農地保有合理化事業」のことですかね？

事務局

そうです。税制上優遇されるとか、いくつか利点のあるやつです。

議長

ほかに質問はありませんか。

(ありません。)



それでは、質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

## ■日程 第8「農業振興地域整備計画の変更について」

(別議案第20号～43号 24件)

議 長

日程 第8 農業振興地域整備計画の変更について 24件あります。事務局より説明をお願いします。

農 政 課

日程 第5 農業振興整備計画(変更)について、議案朗読説明。

( ※ 箇所番号1つずつ説明をする )

議 長

今、農政課から説明がありましたけど、この案件につきまして、質問があればお願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号1の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

続きまして箇所番号2番ですが、4番高田議員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英委員 退席)

これも事務局より説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号2番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号2の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。  
挙手多数で、この案件意見なしとして答申致すことに決定しました。

箇所番号3から箇所番号4については、編入の案件となっております。  
箇所番号3の編入について説明をお願いします。

農 政 課  
箇所番号3番 議案朗読説明。

議 長  
質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。  
(ありません。)  
質問が無い様でございますので、この箇所番号3番の編入につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この箇所番号3番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。  
箇所番号4の編入について説明をお願いします。

農 政 課  
箇所番号4番 議案朗読説明。

議 長  
質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。  
(ありません。)  
質問が無い様でございますので、この箇所番号4番の編入につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この箇所番号4番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。  
箇所番号5から箇所番号24については、除外の案件となっております。  
箇所番号5の除外について説明をお願いします。

農 政 課  
箇所番号5番 議案朗読説明。

議 長  
質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。  
(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員  
申出理由ですが、この5番と7番ですが「山林管理用地」となっていますが、「管理」

という言葉は必要ないんじゃないでしょうか？「山林用地」が良いのではないのでしょうか？

農 政 課

こちらは県から「山林管理用地」という書き方をしてくださいと言われておりますのでこれで載せております。

4 番 高田 英 委員

「山林管理用地」となると「山林」ではなくて、山林を管理する土地ではないでしょうか？県が言えといったから書いたということ？

農 政 課

いえ、もちろんこちらの土地、山林なんですが、販売を目的としているということで管理も必要ということなので「山林管理用地」ということです。

4 番 高田 英 委員

急にそんなこと言い出したん。いままでずっと「山林用地」やったのに。あの、農転のときは「山林用地」で出てきますよね？

事 務 局

「植林用地」で出ます。

4 番 高田 英 委員

「植林用地」な。なんかよくわからん。まあいいわ。まあ、こんど審議会のときに聞いておいてください。

農 政 課

はい、わかりました。

議 長

ほか、質疑をありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号5番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号5番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号6の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号6番 議案朗読説明。

議

長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4 番 高田 英 委員

あの、「農家住宅の建設計画のある〇〇さんへ譲渡」ってことでつまり〇〇さんも農家であって農地をお持ちだと思うんです。この申出者の農地を買ってそこに農家住宅を建てる理由ってなんですか？自分のとこじゃだめなんでしょう？

農 政 課

近くで検討はしたようなんですが、近くに良い土地がなかったのでここに決めたっていうことです。

4 番 高田 英 委員

理由はわかったんですが「現在耕作している土地」のこんな良い土地をあたるんかな、と思いつつ、居住の条件がここじゃないと悪いんかなとなんかそんなのがあったんかなと。まあ、ここに走っているのは町道？（「町道です」）に面しているからかなと。ふつう農家住宅建てるときは自分のところの近くに建てますよね？

農 政 課

今回、地元のところでも検討したみたいなんですが、どうしても土地がなかったということでした。今後、この辺で増加もする可能性もあるのかなと思います。

事 務 局

すいません、補足しますと、家を建てる方は直野内山のかたでして、最初住宅建設のことでうちに相談に来られたんですが、自宅の付近がちょうど第1種農地・圃場整備田で、そこでなんとかならないか、と検討されていたんですがどうにもなんともしないということで土地を探しているという事情がありますので、自分のところが圃場整備田で転用が難しかったという理由もあります。

4 番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

ほか、質疑ありませんか。

（ありません。）

質問が無い様でございますので、この箇所番号6番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号6番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号7の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号7番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

（ありません。）

この箇所番号7番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号7番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号8の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号8番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

この箇所番号8番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号8番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号9の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号9番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

この箇所番号9番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号9番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号10の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号10番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

600㎡の中に、45Pの計画図で分筆予定の住宅地だけ600㎡?それとも通路とせいなんの敷地まで含めて600㎡?

農 政 課

あ、そうです。老人ホームの敷地と通路を併せて600㎡です。

4 番 高田 英 委員

じゃあ、自己住宅用地は何㎡？

農 政 課

自己住宅用地は490㎡です。

4 番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

ほか、質疑ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号10番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号10番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号11の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号11番 議案朗読説明。

議 長

これは新規に防火水槽を作るん？

農 政 課

いや、新しく作らないんですが、作った時に農振を外していなかったのを農業委員会で気づいたということ。

議 長

はい、わかりました。ほか、質疑ありませんか。

(ありません。)

この箇所番号11番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号11番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号12の除外について説明をお願いします。

あ、ちょっと待って。4番高田議員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英委員 退席)

\*箇所番号12から16まで議事参与制限により退席。

説明をお願いします。

農政課

箇所番号12番 議案朗読説明。

議長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

この箇所番号12番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号12番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号13の除外について説明をお願いします。

農政課

箇所番号13番 議案朗読説明。

議長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

この箇所番号13番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号13番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号14の除外について説明をお願いします。

農政課

箇所番号14番 議案朗読説明。

議長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(8番 江藤 国子 委員より挙手有り)

江藤委員さんどうぞ。

8番 江藤 国子 委員

すいません、これは箇所番号5の案件のようにまとめて申請しないでどうしてバラバラに申請しているんですか？

農政課

こちらが一体でなく、一個一個フェンスで囲んでいるということで許可も一個ずつ別々にきていますので別々に申請させてもらっています。

議 長  
ということです。よろしいですか？

8番 江藤 国子 委員  
はい。面倒だなと（笑）

議 長  
面倒ですね（笑）。ほか、意見ありませんか？  
（ありません。）  
この箇所番号14番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。  
（挙手 多数）  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この箇所番号14番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。  
箇所番号15の除外について説明をお願いします。

農 政 課  
箇所番号15番 議案朗読説明。

議 長  
質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。  
（ありません。）  
この箇所番号15番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。  
（挙手 多数）  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この箇所番号15番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。  
箇所番号16の除外について説明をお願いします。

農 政 課  
箇所番号16番 議案朗読説明。

議 長  
質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。  
（3番 秋吉 一郎 委員より挙手有り）

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員  
いままでずっと太陽光発電用地をずっと審議してきたんですが、これ、土地造成の関係はきちっとしているんですかね？平面図しかついてないけど、縦横断とか……。

農 政 課  
はい、ちゃんとした業者から。資料がかなり多くてつけられなかったんで。はい、そこは大丈夫です。



3番 秋吉 一郎 委員  
大丈夫ですね。わかりました。

議 長  
ほか、質疑ありませんか？  
(ありません。)  
この箇所番号16番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この箇所番号16番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。  
挙手多数で、箇所番号12～16の案件意見なしとして答申致すことに決定しました。  
箇所番号17の除外について説明をお願いします。

農 政 課  
箇所番号17番 議案朗読説明。

議 長  
質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。  
(ありません。)  
この箇所番号17番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この箇所番号17番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。  
箇所番号18の除外について説明をお願いします。

農 政 課  
箇所番号18番 議案朗読説明。

議 長  
質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。  
(ありません。)  
この箇所番号18番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数でございますので、この箇所番号18番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号19の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号19番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。  
(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

すいません、その説明書きの中に「短期ストック場」と書いてあるんですが、短期っていう意味は一時的に利用するってことだけの意味なんでしょうか？

農 政 課

ずっとここに集積しておくんじゃなくて伐採した木材を一時的にもって行って、ここから大型車で処分場へ持っていくための一時的な置き場ということです。

4番 高田 英 委員

わかりました。そんな感じやな。「短期」って書いてあるから一時転用でもいいんじゃないかと一瞬思ってしまった。

進入路を確定しておかないと審議会のときに言われると思う。

農 政 課

わかりました。あの、190番11というところが入れると聞いております。

議 長

ほか、質疑ありませんか？

(ありません。)

この箇所番号19番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号19番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号20の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号20番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。  
(ありません。)

この箇所番号20番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号20番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号21の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号21番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。  
(ありません。)

この箇所番号21番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号21番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号22の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号22番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。  
(ありません。)

この箇所番号22番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号22番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号23の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号23番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。  
(4番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

農産物直売所であるなら用途変更で良いのでは？

農 政 課

それも話したんですが除外のほうでと。

4番 高田 英 委員

農産物直売場なら法的には用途変更するのが正しいやり方ではないかと。  
申請者の意見でやっていいのであればいろんなところに影響してくると思います。

事務局

農業委員会として意見を付すということで良いのではないのでしょうか？

4番 高田 英 委員

多分、湯布院の中でも過去、第1種農地農産物直売所を過去の経緯では農振外してって  
いうのをやってたの思うんですが、合併してからは市のやりかたとしては農産物加工所と  
か農業系であれば用途変更で行くんだという基本スタンスがあったと思うんですが、それ  
がここを認めると崩れていく可能性があると思うんですが大丈夫ですか？

農政課

そうですね。はい、それは農業委員会の意見として聞いて相手側にもう一度相談いたし  
ます。

4番 高田 英 委員

農業委員会の意見として上げてください。

議長

ほか、質疑ありませんか？

(ありません。)

この箇所番号23番の除外につきまして、「用途変更をする」という意見を付して答申し  
てよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号23番の案件につきまして、意見を付して答  
申致します。

箇所番号24の除外について説明をお願いします。

農政課

箇所番号24番 議案朗読説明。

議長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

この箇所番号24番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求  
めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号24番の案件につきまして、意見なしとして  
答申致します。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。  
審議、お疲れ様でした。